

いじめの定義・認知



文部科学省

いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月11日)
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

附 則

(検討)

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 (略)

いじめ防止対策推進法【概要】①

(平成25年法律第71号)

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめ防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体は、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)を定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策

学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動等について定めること。

いじめ防止対策推進法【概要】 ②

(平成25年法律第71号)

第四章 いじめの防止等に関する措置

- 1 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 2 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①いじめの事実確認と設置者への結果報告、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携について定めること。
- 3 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第五章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又は学校は、重大事態(※1)に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
(※1) { 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 2 学校の設置者又は学校は、1の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 学校は、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長等(※2)に報告、地方公共団体の長等は、必要と認めるときは、1の調査の再調査を行うことができ、また、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるものとする。
(※2) 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

第六章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

いじめ対策における国・地方公共団体・設置者・学校(教職員)・保護者の主な役割

国	★「いじめ防止基本方針」の策定 【法第11条】 ○いじめの防止等のための対策を総合的に策定・実施
地方公共団体	◆「地方いじめ防止基本方針」の策定 【法第12条】 ※「いじめ問題対策連絡協議会」の設置 【法第14条第1項】 ○地域の状況に応じた施策の策定・実施
学校の設置者	※いじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関の設置 【法第14条第3項】 ★設置する学校に対する必要な支援等または必要な調査の実施 【法第24条】 ○いじめの防止等のために必要な措置の実施
学校・教職員	★「学校いじめ防止基本方針」の策定 【法第13条】 ★「学校いじめ対策組織」の設置 【法第22条】 ★いじめに対する措置 【法第23条】 ○学校全体でのいじめの防止・早期発見と対処
保護者	◆児童等への指導、いじめの防止等のための措置への協力 【法第9条第1項・第3項】 ★児童等の保護 【法第9条第2項】 ○子の教育についての第一義的責任

★：義務 ◆：努力義務 ○：責務 ※：望ましい

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

×「自分より弱い者」
×「一方的に」
×「継続的に」
×「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)

➡ (けんかやふざけ合ひであっても、見えぬ所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。